第1回2025年農林業センサス研究会における委員意見に対する見解及び対応方向について

【 農林業経営体調査 (労働力)】

委員発言内容	見解及び対応方向
(山﨑委員) 農業生産と農業生産関連事業の労働力の把握は分割されるのか。	前回 2020 年センサス調査では、農業生産関連事業に係る労働力については、農業の労働力と一体的に把握した上で、別途、農業生産関連事業の売上金額や事業内容を把握したため、農業生産関連事業に係る労働力と売上金額が整合しない調査対象者への疑義照会が多く発生しました。 このため、調査の正確性を期す観点から、農業生産関連事業に係る労働力については、農業の労働力把握から分離し、農業生産関連事業に関する調査項目の一つとして一体的に把握することを考えています。

【 農林業経営体調査 (輸出関連)】

委員発言内容	見解及び対応方向
(小寺委員)	
生産者は大阪や東京等の市場に出荷しているところまでしか分から	輸出に関する調査項目の追加に当たっては、茨城県、新潟県、愛媛
ず、そこから先、輸出に回っているかどうかまでは分からないと思う	県、宮城県等に出向いて、農業経営者、漁業経営者等から輸出の取組
ので、記入の仕方を検討されてはどうか。	状況や調査票の設問について聞き取りしながら検討を進めています。
	その中で、農林水産物の輸出については、①経営者が直接輸出して
	いるケース、②経営者が貿易商社などを経由して輸出しているケース
	のほかに、③農林漁業経営者は輸出に直接関与しないところで、市場
	等に出荷された農林水産物を貿易商社等が輸出しているケースなど
	多様なルートで輸出されていることを把握しています。
	こうした輸出の全容を把握できることが望ましいのですが、貿易
	商社等の事業者は農林業センサスの調査対象外であることもあり、農
	林水産省の輸出担当部門とも協議した結果、農林業センサスでは、上
	記①及び②の農業経営者が輸出用に出荷していると認識しているも
	のについて調査することとしています。
(坪谷委員)	
輸出の取組把握に関しては、経営者自身がエンドユーザーを把握して	農林業経営体における輸出の状況については、どれくらいの数の
いるかということが重要と考えるので、直接輸出か間接輸出かという	経営体が輸出に取り組んでいて、その経営体はどの地域にいるのか等
ことに加え、エンドユーザーを把握しているのかということも調査す	が統計的に把握されていないため、次回の 2025 年農林業センサスに
る必要があるのではないか。	おいて、その実態を把握したいと考えています。
	この輸出の取組に関する項目追加については、農林業センサスと
	漁業センサスの双方に同じ設問を追加することを検討していますが、
	先行して議論している漁業センサス研究会において、単に輸出の取組

の有無だけではなく、直接輸出なのか間接輸出なのかも把握すべきと の意見を踏まえて設定しています。

現時点で直接輸出と間接輸出の定義が十分には整理されていないため、経営者がエンドユーザーを把握しているのかといった視点も含め、調査対象者が誤解を生じさせないような定義を整理していきたいと考えています。

(山﨑委員)

輸出に関する項目は売上に関する項目だけなのか。 それとも輸出方法等についても把握する予定なのか。 農産物の輸出については、複雑・多様な形態で取り組まれており、 その実態を詳細に把握したいところですが、調査対象者の負担軽減の 観点からは、極力、簡素な調査項目の設定とする必要があり、次回 2025 年農林業センサスでは、「農産物の輸出の有無」と、輸出してお り、販売金額又は数量を把握している場合には、「過去1年間の農産 物の販売金額に占める輸出割合」をパーセントで把握することを考え ています。

【 農林業経営体調査 (林業関係)】

委員発言内容	見解及び対応方向
(林委員)○農業と林業の両方を営んでいる経営体について、例えば、農業もしくは林業のどちらかが経営体の基準未満の規模であったとしても、どちらかの経営体として記入する調査票に規模未満の側の状況も記入するなどして農業と林業の兼業状況が分かるようにできないか。	政府統計については、統計の正確性を担保した上で、調査対象者の 負担軽減を考慮した最適の調査内容とするため、予め、調査対象、調 査の範囲、調査の時期、調査内容等を調査計画に定め、総務大臣の承 認を得た上で、その調査計画に則して調査を実施することが統計法に 定められており、調査計画に定められている調査対象以外の者に対し て調査を実施することはできません。 ただし、客体候補者名簿であれば、経営体を判定する情報として農 業と林業の両方の基本的な情報を把握しており、次回センサスでその 情報を調査計画上において明確化することに併せ、農家林家数や農業 と林業のクロス表などの集計事項一覧への追加も検討したいと考え ています。
○林業経営体の定義は、育林、伐採、森林経営計画策定者としているが、立木販売面積を入れるのであれば定義の見直しも必要ではないか。	立木販売は木材の販売方法の一つであり、新たに当該項目を増やすことで調査対象の範囲(定義)が広がる訳ではないものの、統計調査員が経営体判定の際、伐採して販売することと同等であることが明示的に理解しやすくなるよう、「育林、伐採又は立木販売」若しくは「育林又は伐採(立木販売を含む。)」などの修正を検討したいと考えています。
〇用材として使えない材木はバイオマスに回っているが、近年、増加 している状況にあることから、バイオマスに関する項目も検討して	木質バイオマスの動向に関しては、当省で別途「木質バイオマスエ ネルギー利用動向調査」を実施して実態を把握しており、調査対象の

はどうか。

負担軽減を考慮しつつ、引き続き同調査で把握したいと考えていま す。

○林業作業の形態が多様化していることから、「他に任せている山林 面積」と「他から任されている山林面積」の項目については、記入 者が理解しやすい調査項目や注意書きとした方がよい。

調査票のデザインについては、別途、民間事業者に委託して、記入者が理解しやすい調査票となるよう検討を進めており、その検討結果を踏まえつつ、林野庁とも相談しながら検討を進め、いずれ研究会で報告させていただきたいと考えています。

【 農山村地域調査(農業集落調査)関係 】	
委員発言内容	見解及び対応方向
(小寺委員(岡山県)) 農業集落調査結果は岡山県でも利用しているデータなので、調査を継続することが困難な面があることは承知したが、何かしらのデータは欲しい。	農業集落調査については、各自治体が定める個人情報保護条例により、調査対象者である農業集落精通者に関する情報の把握が困難となっており、これを補完してきた調査担当職員も大幅に減少していることもあり、調査の継続は極めて困難であると考えています。 一方で、2016 年に農林業センサスの農林業経営体調査結果を農業集落別に編集した「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を農林水産省HPで一般公開するとともに、その後も行政データ、国勢調査、経済センサス結果等を追加編集するなどしてデータの充実を図っており、この活かすDBを活用することにより、農業集落の実情を詳細に把握・分析することが可能であると考えています。
 (竹田委員) ○調査の継続が難しくなってきていることは理解するが、集落の活動 状況が分かる唯一の調査であり、農業・地域政策において非常に重 要なエビデンスとなっており、農林水産省が進めているEBPM、 政策の根拠になるデータだと思っている。また、研究者も多く利用 している。 	農業集落調査については、日本型直接支払制度の政策評価等に活用されてきましたが、農業集落調査が廃止された場合の代替データとして、「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を活用して、農業集落の実情を詳細に把握・分析することについて当該政策部門と検討を進めているところです。
○調査の継続が重要であり、廃止前提の議論ではなく継続のための議論をお願いしたい。個人情報の絡みで調査継続が困難になってきているのであれば、市町村へ委託するなど調査方法を変更してはどうか。	市町村へ委託する調査方法については、総務省(自治部局)、都道府県、市町村等と調整した上で、統計法施行令を一部改正して地方公共団体が処理する事務に位置づける必要がありますが、そもそも市町村からは既に地方公共団体が処理する事務に位置づけられている農

林業経営体調査について、大幅に簡素化するよう毎年要望を受けている状況にあり、このような中で新たに調査を委託できる状況にはないものと考えています。

〇農業集落の精通者のうち、農林業経営体や客体候補者名簿に記載されている方はどれくらいいるのか。

2020 年農林業センサスにおける農業集落精通者のうち、農林業経営体調査の対象となっている者は約4割、農林業経営体以外で客体候補者名簿に記載されている者(自給的農家等)は約3割となっており、残りの約3割は上記以外の者となっています。

(坪谷委員)

多面的機能支払交付金制度を活用している組織は何かしらの保全活動を行っているので、対象を絞れば調査が継続できるのではないか。

多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる地区に含まれる農業 集落は、農業集落調査の対象である全国約 14 万集落のうち約 7 万集 落となっており、当該制度が取り組まれていない約半数の農業集落に ついては調査が実施できません。

農業集落調査は、当該制度の取組の有無に関係なく全ての農業集落を対象に調査を実施する必要があり調査手法としては適切ではないと考えています。

(安藤座長)

農村振興局との調整はどのような状況なのか。

農村振興局からは、農業集落調査結果を日本型直接支払制度の政 策評価等に活用していることから調査を継続して欲しいところでは あるが、調査体制上の問題もあることからやむを得ないとの見解を得 ています。

ただし、調査結果がなくなると日本型直接支払制度の政策評価等が実施できなくなるため、別途調査を行うなどして代替すると聞いており、統計部としても、代替案として「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を活用して、農業集落の実情を詳細に把握・分析することも可能と提案しており、当該政策部門と連携しながら検討を進ることとしています。

(橋口委員)

〇農業集落調査結果は白書でも活用されており、また、集落機能の低下が議論されている中で寄り合いの開催頻度や集落間連携の状況が分からなくなるのは致命的である。

総務省と国土交通省が約1,000市町村うち75,000集落を対象に100項目くらいある「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」を実施できているのに、農林業センサスで実施できないのはにわかに信じがたい。

なんとか代替的に調査できる方法はないか。

〇農業集落精通者を集落ごとに配置しなくても、もう少し範囲を広 げ、複数集落分を回答するようなことは考えられないか。

「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」は、統計 調査ではなくアンケートとして実施されているもので、集落の人口、 立地状況(駅、バス停、ガソリンスタンドの有無など)、集落存続の 見通しなど、各市町村の担当者が普段から把握している範囲内の情報 により報告されているものであり、数値不明と整理されているものも 一定程度含まれています。

一方、農業集落調査は、農業集落ごとに、寄り合いの開催回数、寄り合いの議題、集落活動や地域資源の保全活動の取組状況など詳細な項目を調査しており、市町村担当者は、農業集落から聞き取らないと、これらの調査項目に回答することはできないことから、市町村を調査対象にすることは適切ではないと考えています。。

調査の受持設定範囲の大小にかかわらず農業集落精通者を設定するには、市町村等から情報を得なければ把握することができないため、現行調査における課題解決にはならないものと考えています。

また、広範囲で農業集落精通者を設定しようとしても、複数集落について、集落ごとに、寄り合いの開催回数、寄り合いの議題、集落活動の他との連携状況、地域資源の保全活動の状況など詳細な項目を把握している者はいないものと考えています。

なお、現行調査においても、複数農業集落をまとめて農業集落精通者を設定することを可能としていますが、そのような農業集落精通者は限定的となっています。